

基本協定書(案)に関する質問回答【第1回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書 (案)	2・4								(事業契約) 第6条3項 (救済措置) 第10条1項2項	「デフォルト事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、落札者は……違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。」と記載がありますが本事業と関係しない事案での指名停止等の場合違約金の支払い義務は生じないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	基本協定書 (案)	4	第10条	第1項						救済措置	「事業契約成立後に、落札者のいずれかが本事業の入札手続に関するデフォルト事由に該当する場合、市は…本協定を解除することができる」とありますが、当該「本事業の入札手続に関するデフォルト事由」とは、第6条第3項の(1)号を指し、(2)(3)号は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	(2)号も該当します。